









養老美泉圖

鳳頂寫



〇くさしつみ

〇序一

襄志美泉序



襄老美泉。在吳淞國甫。昔取多度山。裁書
國史。雜傳記。其為靈禱。昭。一。去美泉。每
百步。別有華水。土人。以為美泉。色。與。建。碑
與。襄老。混。吾。心。人。蒸。桂。生。大。美。好。古。精。於
國學。大。晚。其。步。古。道。混。後。世。輒。躬。親。占。田
好。水。子。在。桑。其。地。理。後。其。保。潔。因。有。民。權
若。人。或。議。之。曰。大。美。聖。陀。好。古。之。志。也。大

云。雖。鳴。狗。吠。相。沙。達。乎。曲。境。民。至。其。死。不
相。往。來。上。古。淳。朴。之。俗。為。然。况。吾

皇國。上。皇。之。及。風。乎。而。大。美。跡。境。而。生。以
他。類。之。地。理。豈。不。得。以。如。年。頃。曰。仲。尼。云。吾
豈。匏。瓜。也。哉。吾。能。繫。而。不。食。凡。匏。不。繫。繫
一。方。者。士。大。夫。之。子。也。大。美。之。美。友。子。不
其。及。屬。東。西。而。其。心。悅。其。所。適。不。可。能。繫。而
不。食。哉。漢。時。司。馬。遷。業。已。歷。覽。其。不

名山大川作史記。斑史者地理志。陶淵明
若山海經及海內外。何所藉。託我。漢
國家至治之。餘澤也。是乃大秀好。去
意。我。年。極。為。生。左。祖。云。

文化乙亥仲冬

卧生山人河淺



養老美泉辯

イヤウラウノウミシイヅミノワキニキ

飛驒高山

田中大秀述

并註

養老とはうらうしづみは徳功にて養老美泉と云ふは言か
りしるるこゆる又美泉はつづにいでるれ老をやしな徳能
りることおもれはかくて美濃國多度山なるあたりのむらへし
然るハ多度山美泉と云ふはよろろれとこれ美泉ハ世子名も
く年號より毎むらむらひ又この美泉とありゆく養老の瀧と
れ云なりひて今世もてハ養老といふはやく聞きりうりれハ如
此ハ志すつにむらむら但し養老といふは年号れ方子どうて

門 24
號 941
卷

○ 下し泉

○ 一

親老元年アラレイテ顯出つる字アリし泉と云ふは猶かゝるれり。
もしもへし此美泉は手て混乱マキハラしに妄説マダシいでまゝく惑マダシる。

第一

人おふらわしハ今かく辨論ワキマセつゝまゝのり。

日本根子ヤマト高瑞タカミツ淨足キヨタラシ姫ヒメ天皇ミコト天下所知アノニシタ看斯シロシメシ大御代オホミヨ
邇美濃國ニミ當耆郡タケノコホリ多度山タタ爾醴泉ニ・ニ・コサケノイヅミアスハレケリ顯祁理。

此天皇後の漢様は御謚元正天皇とありしれども一品氷高内親

王ミコとありしに御父ハ天武天皇の皇子日並知皇子命御母ハ元明天

皇小々文武天皇ハ御同母ハ御姉ハラカラハ元明天皇御齡ハレハ

あゝにありて靈龜元年皇太子聖武ミク子寶位ミクゆづり給オモホシと欲ホシりし

ども幼雅フサナク大坐オホイありしハ元正天皇御位と受禪ウケツギして九年の間

平城宮ナラフ大坐オホイて御代ミヨありしに御父ハ聖武天皇の天平廿年四月御齡

六十九ムナシに山崩ヤマタタリありしに美泉ミヅノにいでまゝ三十八ミヤハチに坐イりしに

美濃國當耆郡 和名抄ワナシハ美濃國多藝タケ岐郡タケノとありしに古事記コトヰハ

倭建命ヤマトノミコト到當藝野上タケノノ之時トキ詔者ミコトノ吾心オノココロ恒念トヨクニ自虛オノソノ翔行トビヨリ然今吾

足不得步タラズ成當藝斯形タケノノ故号ナリ其地謂當藝也タケノノとありしに今も

やうにありしに開原ヒラノ駅エキありしに此野タケノをへし伊勢イセありしに

のふに近き地チカキに其野タケノいひゆるりしに近世チカキ田タテありしに人ヒトありしに白

石村イシムラとありしにこの文字ナリをまゝかりしに古事記コトヰに當藝タケノ文武紀フミハ多

伎タケノ元正紀ハチハ當耆タケノ聖武紀フミハ當伎タケノ万葉集マンヤク和名抄ワナシハ多藝タケノと作り

師ウチとありしに伊勢イセ松坂マツサカの本居ノノ宣長ノノ六人ムツヒありしに古事記コトヰ傳ツタハいしに當藝タケノ斯タケノハ和名抄ワナシ舟具フネハ正

船木也和語云多伊之トイ何り今世イマノヨ加遲カヂ物モノ多藝斯タビシと
多伊之トイ何り音便オンベン和名抄ワナシヨ腫足シムズク曰イハレ漣シラ於賣オウ
阿志アシ此間ココノマ云イハレ古比コヒ何り今も脛シネのノ古比コヒ受泥ウヂネ今世イマノヨ
油アブ具ツグ古比コヒ木キ其形中太ナカニオホク兩端ニヘやすヤス
細ホソク漣シラ足アシの形カタチ似ニ古比コヒ云イハレやあヤア古コ
船フネ漣シラの状カタチ似ニやあヤアいイ

師云續紀シロノキ天皇テンノウ幸ユキ當耆郡トウシノ賢サト多度山タタノ美泉ミヅノあア美泉ミヅノハ
世ヨにニいイるル艮老ミナトの瀧タケ万葉集マンヤク六の卷ムツノマキ此泉コノミヅはハあア
何り然シカドに其歌ミタカ二首ニウタもモた瀧タケもモた多藝郡タビノ當藝野トウビノ
はハ名ナ此養老瀧コノヨシノもモた聞キて混マシうウ然シカドはハあアはハ

多藝タビ了シ地名チノナ倭建命ヤマトノミコトより起タり是コノも付ツキり
或人アルヒト云イハレ多藝郡タビノの名ナ義倭建命ヨシヤマトノミコトはハあアはハ
阿豆麻波夜アヅマハヤのノ吾孀國アヅマノクニのノ熟田縁シユクノ
起タり現武イマノタケ因ユ其處コノトコロを内津ウチノといイハレるル當藝トウビ
斯コノを當藝トウビとト云イハレ言イハレ故コノゆユに猶ナカ此コノ瀧タケのノ名ナ
云イハレ此瀧コノタケ神代カミヨ何ナニも其土人コノチノヒトもモたタ瀧タケのノ山ヤマあアのノ里サトをヲ
答コタヘ云イハレ古事記コトワザもモ到當藝野上トウビノノ之時トキもモた瀧タケより起タり名ナはハ
て今も其野コノノ艮老ミナトのノ瀧タケより起タり名ナはハ
猶ナカ然シカドはハあアはハ浪速ナニハとトハハ屎禪シロとトククススババ言イハレはハ

いゝくもぶらてり例もあれはも其多きいもへ十三ハヤハ三を
ニ子轉してヤハもぶらりハとヤ同韻なりクツバカハソをス子轉し
てカハ二字派をぶらりハカハ三字も同韻なり今タギシも
キとシ同韻なるかにもぶらりもさてり文も例もハ号
其地謂當藝斯今者謂當藝也何と格なりと云ふ
此の名を後よあひハ訛何ハハ省畧も楯津を蓼津懸樹を相
樂ラカ・オチクニ隨國を弟國オトクニも例も然もこれよりてまうらるる若
は今謂當藝斯也とありハ字を脱して寫さるるもあつさり
さて今多岐とれとつハ和銅六年國郡郷の名二字子定とより
多藝と書くタギシと喚來しを後ハ常とぶる文字はあつさりシ

とまぶきくつれ其例ハ和名抄ハ美濃國安八タ訓郡とありハ天武
紀子美濃國安八磨郡と見ゆれハアハチと唱へまハ磨と畧てかへに
よりて今ハアハチとよび上毛野國下毛野國ハ毛をさへて書くに今
世に言ハ野を畧てつり然も古事記も万葉にもゆれの如し
とあれハもやより斯ハてあまてよ地名とて得せこもゆれ
此命の御足三重ミヘの勾カガリ成とんハ其主も勾を以て地名と
すへまハ三重郡といひ又雄水門オノミヅトも五瀬命イツセノミコのまけびねとて因ハ
建水門タケノとて名づつべし但こハ男とて男建の
意ありと師いんき古の物名のまハ建山に
其時マギシと定る今より後ハ云くいふてたどきもやうたけ
ゆめハあつて世人の云つづにアウせく地名と成るとあつさり

志どけちのやうなるそ中くに正しうまされは是も古事記
みよるへくねも

多度山ハいと大なる山もて多藝郡石津郡を經く南は伊勢國
桑名郡にかつて多度神社イサノミヤ延喜式に伊勢國桑名郡
多度神社イサノミヤとあり

石津郡ハもと多藝郡に属し文徳天皇の御代齊衡二
年四月割く二郡とあり多度山の西は南へうけて伊
勢はとあり

或人甲云續紀の多度山万葉の田跡河ハ今ハ娘老山と云
われも今もてハ多藝郡ハ伊勢國に属く彼地よりハ東南に

つらつて隔き別山なり是ハ心得へたり

答云伊駒山ハ大和國なるに西の方ハ河内のとあり伊勢物語に
かつちれいこ山ハ續紀に大宝元年始開美濃國
岐蘓山道とあり和銅六年美濃信濃二國之堺徑道險阻
往還艱難仍通吉蘓路キソノミチとあり二代實錄に元慶三年美
濃信濃かゝるに國境を争つ藤原正範和銅六年美濃守笠
朝臣麻呂等吉蘓路は通きし旧記を檢て吉蘓小吉蘓兩村
美濃國惠那郡繪上郷の地とあり又今世もてハ木曾は
信濃に属り又日枝山ハ近江國なるに世の人とやハ富士と母
つひて山城の内と心得あり故に伊勢の多度山ハ大なる美濃の

多度山ナヒナハ小ナヒナウナヒナンナヒナ子ナヒナ彼大比叡小ひえのこやしく同ナヒナ一ナヒナ久ナヒナ員ナヒナ一ナヒナきよし
何ナヒナ々ナヒナ々ナヒナ美濃ナヒナのも多度山ナヒナといナヒナつナヒナるナヒナもあナヒナんナヒナれナヒナとナヒナるナヒナめ答ナヒナやナヒナりナヒナきナヒナ先ナヒナ
比ナヒナうナヒナとナヒナ子ナヒナ行ナヒナく大垣ナヒナの垣ナヒナなりナヒナより見ナヒナれナヒナハ美濃ナヒナの方ナヒナ峯ナヒナさナヒナるナヒナてナヒナくナヒナ
一ナヒナツナヒナの大山ナヒナとナヒナるナヒナ又尾張ナヒナの名古屋ナヒナ何ナヒナよりナヒナこれナヒナハ伊勢ナヒナの方ナヒナありナヒナてナヒナ
又ナヒナ一ナヒナ山ナヒナおナヒナこナヒナるナヒナ多ナヒナ氣ナヒナ那ナヒナるナヒナ田ナヒナの人ナヒナ柏淵ナヒナ道ナヒナ尋ナヒナ云ナヒナ美濃ナヒナの多度ナヒナよりナヒナ
十里ナヒナ何ナヒナよりナヒナおナヒナほナヒナとナヒナ遥ナヒナ子ナヒナ巔ナヒナはナヒナなりナヒナて伊勢ナヒナ方ナヒナも美濃ナヒナはナヒナくナヒナもナヒナいナヒナくナヒナ
多度山ナヒナといナヒナひナヒナくナヒナ岐山ナヒナのすナヒナぐナヒナれナヒナ名ナヒナなりナヒナ今ナヒナハ美濃ナヒナの方ナヒナを多ナヒナ氣ナヒナ山ナヒナとナヒナ云ナヒナ
ハ郡ナヒナの名ナヒナよりナヒナいナヒナくナヒナなりナヒナ

或人ナヒナ云ナヒナくは醴泉ナヒナハ此代ナヒナ子始ナヒナく出ナヒナくナヒナるナヒナハ久ナヒナ比ナヒナ岐ナヒナ是ナヒナよりナヒナ前ナヒナよりナヒナ
著聞ナヒナなりナヒナのナヒナてナヒナるナヒナありナヒナて此水ナヒナよりナヒナ病ナヒナを愈ナヒナれナヒナと土人ナヒナの云ナヒナ傳ナヒナへナヒナしナヒナるナヒナ

第二

聞ナヒナしナヒナるナヒナはナヒナなりナヒナ東人ナヒナの尋ナヒナも此行ナヒナ幸ナヒナより前ナヒナより言ナヒナ傳ナヒナへナヒナしナヒナるナヒナなりナヒナとナヒナりナヒナ
大秀ナヒナ云ナヒナく此滝ナヒナよりナヒナより碓氷ナヒナより流ナヒナれナヒナるナヒナはナヒナ狩ナヒナをナヒナるナヒナの代ナヒナよりナヒナ程ナヒナつナヒナくナヒナ
又ナヒナもナヒナよりナヒナ碓氷ナヒナなりナヒナんナヒナはナヒナ朕ナヒナ大御代ナヒナの祥瑞ナヒナとも取ナヒナらナヒナるナヒナはナヒナくナヒナるナヒナなりナヒナ
必ナヒナこの時ナヒナにナヒナ出ナヒナくナヒナるナヒナなりナヒナ但ナヒナ此滝ナヒナよりナヒナ水ナヒナよりナヒナ流ナヒナれナヒナるナヒナはナヒナくナヒナるナヒナなりナヒナ
とナヒナ此ナヒナ碓氷ナヒナとナヒナ変化ナヒナくナヒナ出ナヒナつナヒナれナヒナるナヒナはナヒナ奇ナヒナ特ナヒナもナヒナありナヒナて世ナヒナよりナヒナいナヒナくナヒナるナヒナ天皇ナヒナはナヒナ

靈龜レイキ之三年登云年之九月天皇其地爾幸行而大
御體ミミ乎ヲ滌ソ賀ガ志シ都ツ琉ル通ニ御痛ミ悉ニ爾除リ古理病人諸愈
多理タリ伎キ

續紀卷第七 日本根子高瑞淨足姫天皇御宇御代兼老

元年段に 八月甲戌遣從五位下多治比真人廣足於美濃國造行宮 九月丁未 天皇行幸美濃國 戊申行至近江國觀望冷海山陰道伯耆以來山陽道備後以來南海道讚岐以來諸國司等詣行在所奏土風歌儻 甲寅至美濃國東海道相模以來東山道信濃以來北陸道越中以來諸國司等詣行在所奏風俗之雜伎 丙辰幸當耆郡多度山美泉賜從駕五位已上物各有差 戊午賜從駕丰典已上及美濃國司等物有差郡領已下雜色四十一人進位一階又免不破當耆二郡今年田租及方縣務義二郡百姓供行宮者租 癸亥還至近江國賜從駕五位已上及近江國

司等物各有差郡領已下雜色四十餘人進位一階又免志我依智二郡今年田租及供行宮百姓之租 甲子 車駕還宮

靈龜三年ハすねをもち兼老元年やうり脚痛の念をうしひしむをいふに
出き詔詞よれり美濃子行幸むら山城の相乐郡より伊賀
伊勢とく美濃子入るらん近れり冷海をこそおのさんそ近

第三

故同年之十一月天皇我大御命良麻登詔賜都良久書爾醴泉者美泉可以養老登云幣理此者天神地祇乃相宇豆奈比福波閉奉禮琉大瑞乃物曾登

○うすし泉

○七

神カミ隨ナカ母カラ所オモ思ホシ行ヨロヒ觀タミヒテ賜レイ靈キノ龜ミ三年トセヲ乎アラタ改メテ皇イ養ヤウ老ラウ元ハシ年メトシ
登ト爲シ皇テ御ヨ世ノ之ナ號ト登サダ定タヒ賜キ伎キ

醴泉ハ古邪ケ邪ケ乃イ伊ヅ豆ミ美美泉ハ宇麻マ志シ伊イ豆ヅ美ミ訓ヨム以以字字訓訓

十一月癸丑 天皇臨軒詔曰朕以今年九月到美濃國不破行宮留連數日因覽當耆郡多度山美泉自盥手面皮膚如滑亦洗痛處無不除愈在朕之躬其驗又就而飲浴之者或白髮反黑或頰髮更生或闇目如明自餘痼疾咸皆平愈昔聞後漢光武時醴泉出飲之者痼疾平愈符瑞書曰醴泉者美泉可以養老蓋水之精也寔惟美泉即合大瑞朕雖痛

虛何違天既可大赦天下改靈龜三年為耨老元年天下老人年八十已上授位一階若至五位不在授限百歲已上者賜絕三疋綿三屯布四端粟二石九十已上者絕二疋綿二屯布三端粟一斛五斗八十已上者絕一疋綿一屯布二端粟一石僧尼亦准此例孝子順孫義夫節婦表其門閭終身勿事鰥寡悼獨疾病之徒不能自存者量加賑恤仍令長官親自慰問加給湯藥亡命山澤藏禁兵器百日不首復罪如初又美濃國司及當耆郡司等加位一階又復當耆郡來年調庸餘郡庸賜百官人物各有差女官亦同是日授美濃守從四位下笠朝臣麻呂從四位上正六位下藤原朝臣麻

呂從五位下と何里

書紀卷第三十 高天原廣野姬天皇後統御宇御代七年段に 十一月丙戌朔己亥遣沙門法負善往真義等試飲近江國益須郡醴泉 八年段に 三月己亥詔曰 粵以七年歲次癸巳醴泉涌於近江國益須郡都賀山諸疾病停宿益須寺而療差者衆故入水由四町布六十端原除益須郡今年調役雜徭國司頭至目進位一階賜其初驗醴泉者葛野羽衝百濟土羅々女人絕二匹布十端 歟十口。

文德天皇實錄卷第六 齋衡元年段に 七月丙午石見國

言醴泉出三日乃涸 十一月辛亥晦詔曰上天皇帝載下酌皇流莫不鍾靈既以開元割神符以改号者近來石見國上醴泉味寫濁醪狀疑芳醴雖朕之不德讓而弗怡然天意若日使非人賴之亦是宗社降靈俊又在官之攸致豈其為身而有顯肆也 有司宜擇吉日告宗社又改仁壽四年為齋衡元年其瑞出地主美濃郡大領檜前淡海麻呂叙正六位上賜物准例復郡內常年徭伊勢大神宮禰宜大物忌內人諸社祢宜祝及内外文武官把笏者賜爵一級但正六位上者回授一子如無子者宜量賜物五位已上子孫年廿已上者叙當蔭之階賜天下老人百歲已

美公奏の
誤なり
合りの上大
瑞の二字脱

但理須三
字とくく

上穀三斛九十已上二斛八十已上一斛欲使曠代積符
及万邦以其慶隨時德政逐五帝而齋衡十二月甲寅
遣使者向嵯峨以上山陵告以改元之由策文曰天皇恐
美恐毛掛畏支山陵尔申賜止美久維仁寿四年九月廿
七日尔石見國醴泉瑞獻礼圖書尔據勘尔合利如此支
希世留嘉瑞波是薄德乃可感致支物尔非須掛畏支山
陵乃慈賜比示賜倍物奈利為毛天奈貴喜比受賜天御世
乃名乎改齋衡元年止為此狀乎申賜止中納言正三
位兼行左兵衛督源朝臣定從四位下安藝守清原真人
瀧雄等乎差使天奉出須但理須波先川申賜天後尔施

行倍物奈利然乎有殊障天一二日之間延息事乎奈恐
畏利御坐止恐毛申賜止申甲子詔諸國奉諸神幣告
以賀瑞之由

六帖に醴泉美泉也水之精也人君乘土而王其政太平
則醴泉出湧乘水而王其政和平則醴泉漙神靈滋液百
珍实用則醴泉出湧黃帝以醴泉為漿堯之時德茂清平
則醴泉出夏后時俊又在官則醴泉出

漢書に宣帝三年醴泉流滂枹槁采茂
東觀漢記に光武帝中元、年幸長安祠長陵洛陽宮是
時醴泉出京師郡國飲醴泉者痼疾皆愈獨眇蹇者不差

詔詞に此文を引く醴泉の疾病を愈は證ししなり

晋書に武帝泰始八年河州醴泉出飲之不老

廣志に新城有醴泉用之愈疾

輿地記に范仲淹知青州有惠政溪側忽湧醴泉医家汲

此丸藥

和漢醴泉の出る例なり

符瑞書にハ瑞應圖礼斗威儀に符瑞の云々載る書考にさし
て詔に云々ハ符副也所以輔信又驗也證也合也韻會
祥瑞也天以人君有德符將錫之以歷年錫之以五福先出此以與之為信也
唐書百官志に祥瑞景星慶雲為大瑞其名物六十四白猿赤兔

為上瑞其名物二十八蒼鳥赤雁為中瑞其名物三十有二嘉禾芝草木連
理為下瑞其名物十二云々此方々も其種々の物式のそ

書紀に醴泉とコサケノイツミと訓

醴泉の大瑞云々ハ延喜治部省式祥瑞部に醴泉美酒也其味美甘狀

如醴酒大瑞條下に出さるる本草綱目地水類に醴泉親名其泉

時珍曰醴薄酒也泉味如之故名出無常處王者德至淵

泉時代昇平則醴泉出可以銀老瑞應圖云醴泉井之精

也味甘如醴流之所及草木皆茂飲之令人多壽上白虎

通に醴泉者狀如醴酒可以銀老上礼器天不愛其道

地不愛其實人不愛其情是以地出醴泉上潜潭巴君

第四 臣和德道度叶中則醴泉出
 又同年之十二月美泉乎搃弓令獻而醴酒登為賜
 比

十二月丁亥令美濃國立春曉搃醴泉而貢京都為醴酒也
 醴和名抄酒醴類四聲字苑云醴音禮和名一日一宿
 酒也上叙名子醴禮也釀一宿而成醴有酒味而已也
 詩話子酒之甘濁而不泔者上前漢書師古註子醴其酒
 也少麴多米一宿而熟造酒司式子醴酒者米四升釀
 二升酒三升和合釀造得醴九升以此為率日造一度起
 六月一日尽七月三十日供日六升中官以上又粉酒と書る

醴酒と同じかへし但古佐分とる義濃酒なりへし然る本
 醴ハ薄酒也とあるハ違つるやうなり古佐分ハ状の濁る濃方に
 より薄酒とる酒味の淡薄なりとる意なり

第五 明年之二月通母其地爾幸行伎

卷第八銀老二年段に 二月壬申行幸美濃國醴泉 甲
 申從駕百寮至于輿丁賜絕布錢有差 己丑行所經至美
 濃尾張伊賀伊勢等國郡司及外散位已上授位賜祿各有
 差 三月戊戌 車駕自美濃至

平城宮より多路那なる路に凡聖武紀のこころなるへし然る
 所經の國は尾張の入りし申す駕より甲申まで十二日なり

美泉を著好ひし日知小ぬも此間を駕は狂々尾尾を行幸し
こゝろをめぐりし漏脱とにこそ

かく雨度まで行幸し此醜泉御病よく合應くす賞讃し

第六

抑如此嘉賜波志斯其美泉者今所謂多藝郡那琉
養老之瀧那母其那琉

瀧ハ古言多岐といふ瀧の字九て岐は濁くよむ一但るぬと今の
俗言をいふやれ、養老乃多伎と清て訓へし

養老瀧といふ名古今著聞集より出て出今世俗いやくは
こゝろをかやく中く遠き國の人やふ惑さひもややくの物き

第七

然乎御代之御紀爾美泉醜泉登能微記佐延而有
者其地之山口邇甚寒伎泉之在乎其彼泉登思惑
閑琉人多迦理

人今菊水といふ泉を古の美泉として碑を建てしは
そごゆし人も碑を欺りてこの村人も夫を思ふ心と
然乎御代之御紀爾美泉醜泉登能微記佐延而有
者其地之山口邇甚寒伎泉之在乎其彼泉登思惑
閑琉人多迦理
續紀の文は美泉醜泉とをわけて瀧なるよしとて此泉字に
よるとして多岐とある水はありしゆゆひ同し山口彼瀧よりハ下
より下り菊水といふて寒き烈き清水の出をそれ彼美
泉の如し誰もゆいゝとるハ皆ひびぶ事なり

こゝ猿樂の養老といふ諺物瀧壺の少し此方岩間より出来水泉なり

といふ又處々山の井とて著聞集う石の中より水流出る所なりや
何れ未だ娘老の滝と名付けりかある云々といふ事げりて上ハ
より出る聊や水の濁るに未だ娘老の滝といふ甚くや
あぐ夏に仙水かんぬて二と混じりて菊水と云
名ハ謠物語の彭祖の故事とてげや薬ときく水とてバツて

第八

後人けりて久しき所也

美泉者宇都母那久瀧那琉由者天璽國押開豐櫻
彦天皇天平之十年餘二年登云年之十一月伊勢
國爾章行弓壹志郡河口之關宮邇大坐麻志弓還
佐波美濃爾巡良斯弓多藝行宮邇四日逗坐伎

此天皇後の漢様は御謚勝寶感神聖武皇帝と云はて聖武天皇と
あらしむる所ハ文武天皇御母ハ藤原夫人贈大政大臣不比等公
所女なり元明天皇和銅七年六月庚子十四日皇太子を立し
神龜元年元正天皇の御ゆかりに受給ひて位はきき御世と
とて二十五年来り

續紀卷第十三 天璽國押開豐櫻彦天皇御宇御代天平
十二年段に 十月壬午行幸伊勢國以知太政官事兼式
部卿正二位鈴鹿王兵部卿兼中衛大將正四位下藤原朝
臣豐成爲留守是日到山邊郡竹谿村堀越頓宮 癸未
車駕到伊賀國名張郡 十一月甲申朔到伊賀郡安保頓

宮宿大雨途泥人馬疲煩 乙酉到伊勢國壹志郡河口頓
宮謂之關宮也 丙戌遣少納言後五位下大井王并中臣
忌部等奉幣帛於大神宮 車駕停御關宮十箇日 乙未
從河口發 丁酉進至鈴鹿郡赤坂頓宮 丙午到朝明郡
戊申至桑名郡石占頓宮 己酉到美濃國當伎郡 十二
月癸丑朔到不破郡不破頓宮

九月丁亥廣嗣遂起兵反 十月己卯敕大將軍大野朝
臣東人等曰朕緣有所言今月之末暫往關東雖非其時
事不能已將軍知之不須驚怖 十一月戊子大將軍東
人等言以今月一日於肥前國松原郡斬廣嗣細手已訖

云々何りかして奈良宮より還りて山城の恭仁宮に入りし
明年正月新宮より朝をうけしひま

十一月己酉より庚戌辛亥壬子日ちて廿六七八九と四日の間ハ多量

第九

其時御供爾仕奉禮琉大伴宿禰東人從古人之言
來流老人之變若云水曾名爾負瀧之瀨

大伴宿禰東人 紀子此人のこゝろをこゝろと云ふ

歌のこゝろハ 從古ハ字ハこゝろよりハ物ヲゆともよもいふなり
人之言來流ハ醜泉ハあゝまゆし 元正天皇の御代より今聖武天皇
の御世ヲ語繼来々といふなり 老人之變若云水曾詔

可_レ以_レ艮_レ老_レと乃_レと_レ白_レ髮_レ反_レ黑_レ頰_レ髮_レ更_レ生_レな_レら_レん_レと_レ云_レふ_レて_レ年_レ老_レと
人_レも_レ此_レ水_レを_レ身_レま_レす_レま_レ或_レハ_レ飲_レむ_レも_レく_レ若_レく_レも_レも_レ水_レを_レ此_レ滝_レと_レ指_レ
く_レい_レふ_レや_レ云_レハ_レ登_レ布_レと_レ呼_レの_レ訓_レと_レつ_レる_レ後_レへ_レし_レと_レい_レふ_レと_レ云_レふ_レ物_レの_レ言_レ
形_レ古_レま_レに_レち_レふ_レも_レや_レふ_レも_レ云_レび_レ古_レ今_レ集_レり_レ後_レに_レつ_レり_レま_レて_レ云_レと_レ云_レ
こ_レの_レ多_レ岐_レの_レ流_レを_レ詞_レと_レい_レふ_レ言_レを_レの_レ言_レと_レい_レふ_レと_レ云_レふ_レや_レ変_レ若_レ云_レ水_レ
ハ_レ平_レ知_レち_レと_レ訓_レ人_レあ_レけ_レと_レら_レう_レへ_レし_レ万_レ葉_レ十_レ三_レ月_レ夜_レ見_レ乃_レ持_レ
有_レ越_レ水_レより_レ出_レる_レ國_レ造_レ神_レ壽_レ詞_レも_レ須_レ々_レ伎_レ振_レ遠_レ知_レ美_レ乃_レ水_レ乃_レ弥_レ乎_レ知_レ尔_レ
御_レ乎_レ知_レ坐_レと_レあり_レ若_レう_レも_レ言_レふ_レい_レ変_レ若_レの_レ字_レを_レあ_レや_レへ_レり_レと_レを_レも_レち_レ水_レ
と_レい_レふ_レ詞_レの_レ言_レは_レあ_レに_レ万_レ葉_レ四_レの_レ卷_レに_レい_レふ_レ子_レハ_レや_レと_レい_レふ_レ國_レは_レ信_レじ_レし_レ
と_レい_レふ_レし_レより_レ信_レ及_レ若_レ益_レり_レり_レ乎_レ知_レ麻_レ志_レと_レ訓_レと_レし_レ名_レ尔_レ負_レハ

瀧之瀬 師云瀧の湫ハももる艮老乃瀧のちん派つハ此地名をよめハ
あ_レん_レ思_レす_レや_レん_レ但_レし_レ名_レハ_レや_レと_レい_レふ_レ此_レ地_レ名_レ負_レると_レ事_レや_レり_レと_レ
い_レふ_レ今_レ艮_レ老_レ瀧_レと_レ云_レふ_レに_レ老_レの_レ若_レや_レと_レ云_レふ_レ事_レハ_レ名_レハ_レ滝_レと_レ云_レふ_レ
誰_レも_レ思_レを_レれ_レ其_レ意_レハ_レ何_レん_レ多_レ岐_レ那_レと_レ名_レハ_レ地_レの_レ此_レ瀧_レの_レ湫_レと_レ
い_レふ_レや_レり_レ郡_レ之_レの_レ義_レハ_レ舩_レと_レい_レふ_レ地_レ名_レの_レ多_レ岐_レと_レ瀧_レの_レ湫_レ乃_レ
多_レ岐_レと_レ言_レふ_レ通_レじ_レゆ_レを_レに_レ然_レと_レい_レふ_レや_レり_レ今_レ乎_レ名_レを_レり_レて_レ本_レ義_レと_レ違_レへ_レて_レ
云_レふ_レ歌_レの_レ常_レや_レり_レ枕_レ詞_レハ_レ梓_レ弓_レと_レい_レふ_レ衣_レキ_レや_レり_レキ_レ人_レや_レり_レと_レ
と_レい_レふ_レや_レり_レ本_レ流_レの_レ言_レと_レ上_レより_レ流_レく_レと_レい_レふ_レ異_レや_レり_レと_レ
万_レ葉_レ七_レの_レ我_レも_レい_レふ_レと_レ山_レと_レい_レふ_レと_レ君_レも_レい_レふ_レと_レ山_レの_レ名_レなり_レし_レと_レ
と_レい_レふ_レと_レ山_レの_レ名_レなり_レと_レい_レふ_レと_レ式_レハ_レ大_レ和_レ國_レ葛

上郡巨勢山口神社名抄子高市郡巨勢紀伊國名草郡と云ふ
巨勢と令來名草以慰の意子山又後撰集子云此ゆか
子わいつ、まもまの逢坂のまはとよふに其逢坂と名おふ
本義ハ書紀の神功皇后ハ卷忍熊王ハ亡段ヲ武内宿禰出精兵
而追之適遇干逢坂以破故号其処曰逢坂也と云ふは
往還する人の別て逢くこと故に干逢坂と名おふと云ふ
きてよみ又名おふ逢坂山と云ふも同じ意と云ふり又師の云

第十

美泉をよみし長秋の末ゆも考へし

大伴宿禰家持田跡河之瀧乎清見香從古宮仕兼
多藝乃野之上爾登作歌以互知良延多理

大伴宿禰家持卿 續紀卷第三十八 日本根子皇統彌
照祖天皇御宇御代延曆四年段に八月庚寅中納言後
三位大伴宿禰家持死祖父大納言贈後二位安麻呂父大
納言後二位旅人家持天平十七年授後五位下補宮内少
輔歷任内外實龜初至後四位下左中弁兼式部負外大輔
十一年拜參議歷左右大弁尋授後三位坐氷上川繼反事
免移京外有詔宥罪復參議春宮大夫以本官出為陸奥按
察使居無幾拜中納言春宮大夫如故死後二十餘日其屍
未葬大伴繼人竹良等殺種繼事發覺下獄案驗之事連家
持等由是追除名其息永主等並處流焉後紀卷第十三

大同元年段に 三月辛巳 敕縁延曆四年事配流之輩先
已放還今有所思 不論存亡宜叙本位復大伴宿祢家持從
三位

歌のこゝ後ハ 田跡河此瀨多度山あるゆゑ田跡川ふよふつる
かり 瀧乎清見香いふを賞給ふあらうといふまはるか合の
まよふんをししぬに清淨のまほしきありし万葉六元正天皇
幸芳野離宮時笠朝臣金村の長歌をみよぬのうまづは宮は山河と
すまふこやをみし信し神代も定らるし每聖武天皇幸印南野時山
部宿祢赤人ま妙れあみの瀨まこころひまふべしけりもん瀨を
よことも監やく有うあひさるもまもし清き白瀨のよみと吉

野のこゝれままみと同意なり又七の芳野作山背作羈旅作かくれ
うた清きまもれりし 従古宮仕兼元正天皇の清時此野の
行宮つらう又こゝに聖武天皇いそまて宮造まといふらわい宮
仕とらハ万葉一をみはたまはるへつををまありかハハ
まにらるも又大祓詞の天皇朝廷亦仕奉留比礼挂伴男手繼挂
伴男とある君はけりし皇御孫命乃美頭乃御舍仕奉とら
る祈年祭詞の御舍仕奉皇万葉十九天地と相さるる大宮を
ままのいあやうししまとも同し意を造まはりて下
ふまは上の清きまもれり何まもれり仕まもといふなり今俗に
ツカニツルといふ即ツカニツルを詠まもれりツカニツルも物を造るに

つと作いいま 瀧乃野之上尔 古事記の菅田藝野上と何い付ま
 野上ハ奴能ヌノ宇閑ウケンと訓へし万葉に多ま々々此秋野のい又又多ま々々の
 努乃宇倍ヌノウヘのい又又宇閑ウケンハありと云云是是野辨ノムと云云又又同同言言ハあり
 宇閑ウケンと宇ウハ省省きき野之閑山ノノノ之閑河ノノノ之閑ノノノハ又又之之ハ省省きき野
 辨山辨河辨ノノノハ又又何何も同同一一ハ又又之之ハ省省きき野
 上下カミシモの上カミはカミ心得ココロト閑ノノノハ又又之之ハ省省きき野
 云云ハ必必濁濁と云云ハ又又古古ハ宇閑ウケンとも閑ノノノともノノノハ又又之之ハ省省きき野
 辨ノノノと濁濁ともノノノハ皆皆一一なりといいま

萬葉集卷第六 天平十二年庚辰十月依太宰大貳藤原
 朝臣廣嗣謀反發軍幸于伊勢國之時河口行宮内舍人大

伴宿祢家持作歌云々

河口カハノのい次次ハ天皇ミコ吾ワ乃松原ノノの御歌次ミカドノ丹比屋主真人ニヒヤノハ
 四泥崎シニシの歌次ミカドノ家持卿イサノ狹狭行宮ノノノのい次次ハ

美濃國多藝行宮大伴宿祢東人作歌

從古人之言來流老人之變若云水曾名爾負瀧之瀬

大伴宿祢家持作歌

田跡河之瀧乎清見香從古宮仕無多藝乃野之上爾

次次ハ不破行宮家持卿ノノノのい次次ハ天平十五年ノノノハ又又之之ハ省省きき野
 此二首の歌もて菊水ハ古古ハ醜醜泉泉ハ又又之之ハ省省きき野
 美泉ノノノハ又又之之ハ省省きき野

何れ此二書のなりきハ 菊水と古の美泉とを 記ししハ
サトハナシ

或人西に東人の歌を天平後駕の時記致し一 秘ハ何カ人万
葉に東人の歌は入るハ元正天皇の御時供奉し之の 以後に
家持の記しハ天平の初記しハ 東人の後古と
よるも元正天皇より以前の事なりと云ふ 秘ハ何カ人万
今ハ大旨と云フ 大弁云云ハ秘ハ何カ人万葉の
てま 証ハ何カ人紀と万葉と路次のゆゑとを引合ふと云ふ
万葉集の此六は卷の年記し 如きを云ふハ例ハ云ふカ
秘ハ何カ人万葉の年記し 如きを云ふハ例ハ云ふカ

官位も志し一きりハナシハ云ふも云ふも云ふも云ふも云ふも
人なりともあらん内舍人ハ文武天皇ハ大宝元年に始り官て
職負令ハ内舍人九十人掌帶カ宿衛供奉雜使若駕行分衛前後
と云ふ職原抄ハ可然之侍任之云帯劍之官也と云りて武官ハ
ハ云ハ武事ハ朝廷を守海行ハ云ハ山行ハ草むハ屍と
遠祖の世より云来ハ内兵ハ云ハ大伴氏の人を行幸ハ侍供ハ
しハ云ハ

或人甲云ハ美泉と瀑水とのけもの漢籍ハ云ハ云ハ泉ハ涌出ル水瀑水ハ
云ハ水ハ云ハ美泉と瀧ハ云ハ云ハ云ハ云ハ云ハ云ハ云ハ云ハ云ハ
因ハ美泉と瀧と物ニ云ハ云ハ混ハ云ハ云ハ云ハ云ハ云ハ云ハ云ハ云ハ

泉瀧ハ瀧ナリガアリ 答云万葉の歌ニルハ河アリナリト云ヘ
ラハ彼代の人ハ今世ハトク不見キル地ナリト推量ノ致トヒト甚
異ルコト此作者聖武天皇の行幸ハ供奉モテテマサトクヤルニ殊
美泉の顕出し銀老元年丁巳より天平十二年庚辰まで三ツ廿
四年と歴その元正天皇御齡六十一ヲナリト記シテ於
テハ美泉の出所あるハ正天皇御齡六十一ヲナリト記シテ於
美泉ナリトハ東人イテ名ヲ取ルハ瀧ノ般ト云フハ正天皇御齡六
正天皇聖武天皇菊水の爲ニ行幸ナルハ田跡山の泉派キヨクナ
レテ多度河の瀧ト云フコトハ正天皇御齡六十一ヲナリト記シ
瀧ナレトモ美泉ナルコト疑フハ又事ニ作ルハ正天皇御集

ルも銀老の瀧ニルハ河ナリト云ヘ
トハ正天皇御齡六十一ヲナリト記シ
の書籍ハ持統紀ト云フハ古ニ名目ナレハ瀧ナリト云フハ美泉
泉ニテハ假令カヤルコトハ古ニ名目ナリト云フハ正天皇御
醴泉ハ記シテハ必泉字ニテハ正天皇御齡六十一ヲナリト記
ハ瀑布曰立泉後漢班固終南山賦立泉落落ト云フハ正韻歩
木切立音僕飛泉懸氷也ト云フ唐詩選ハ懸泉百丈餘ト云フ
トハ強ハ瀧ハ不合ト云フハ必泉字ニテハ正天皇御齡六十一
又甲云東人の歌の瀧之瀨ハ多度の流下ト云フハ正天皇御齡六
ナルハ瀧の下ト云フハ正天皇御齡六十一ヲナリト記シ

池のまはら敷るるに若やの水地底に伏流く又泉にたりてこれ
 つらや 答云瀧より上り醜泉涌出く下りし池と若やの水をいは
 云く池と池より下り流るるをいふは池の敷より下りて流るる
 泉字に流くやうかかぬ強言にきかたり又池のありては
 瑞ありしに其水地中に入りて再出る末流と汲く本源賞
 さんよりやあしよ

又甲云瀑水とのめ頭疾は生もよりの医書よもく陸羽茶經も然
 かり 答云詔詞に猶疾成皆平愈とて万葉老人のころ中水とて
 うる病を念ふと何と疑へ此るあふ西人も瀑水の頭疾を生むる
 靈泉なる瀧のこころより自餘のとき毒も何と銀老瀧ハ某とて之し

とつりて

又甲云元正天皇紀にも此美泉瀑布なりとてちてりもまつりぬ万葉
 の歌一その証として詔詞といひける 答云紀に此美泉池なりとて記
 さしんふいふも愚人も菊水の古の美泉なりぬとて感ひはぬぬるも
 然るも然るもいふにたよりてちてり感ひるも古歌よりて其感と辨
 さしぬなり美泉の瀧なりとてききしに紀のころしうぬなり先この美泉
 池ありしをいふとよくききししき何人か姑に知るを参しりき
 此ハ年号も母もいふとていふもいふも持統紀にもいふもいふもいふも
 ちてて奏しつる昔野羽衝百濟土羅女もはちて賞しぬて物成賜ひ
 ぬきき元正紀ハ名をたきしぬぬとていふもいふもいふもいふも

又甲云今の菊水ハ古に美泉云々のありけり極上の地物なり云々水
甘寒なりて普通の水ありて又今山本は高田今尾栗笠の里人銀老酒とて
酒を醸さるハ此泉なることよ 答云醜泉の大端よりして研泉に徳と養生
老にうては年号云々云々云々は是れ其酒の後に事なせしめ
云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々
の人も銀老の故事に流るるも思ふは然るは菊水と養生酒といふ
は云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々
水の多きなり云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々
云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々酒
は出づる泉なり流るるはかかあまのゆへに流し流ゆるを信るる者ハ万葉集

古草子集巻のうら書あるは云々云々云々云々云々云々云々云々云々
云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々
云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々
云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々
養老美泉なりハ何れも菊水と名を設けり云々云々云々云々云々云々
又此邊に菊花あり云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々
言やうり云々云々林下なりハ菊花あり云々云々云々云々云々云々
何れと云々云々今に京にありて後唐土より流り来し物なりと云々
云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々云々
菊水と汲み酒と醸し銀老酒と名付ること其後の事なり云々凡て銘酒

○ うらし泉 ○ 廿三

第十一

又人能子之老多琉父乎養都登云物語母浮多琉
後世之作事曾與御世之號乃義者大詔詞爾明那
琉乎夜

古今著聞集卷第八 孝娘部に むかし元正の御時美濃國より

と云て其地縁あり或はほきくをきく事あり雅言と名
やうく酒造て賣くや近世はちやうとしかく多岐乃世す龍津瀬と
名をたかき酒あり瀧の水は用ゆり何と近き世はゆき事なり
とゆれうされ此論かかきゆりし抑る事なり美泉なりとて汝因
るは菊水もて酒造ると誤なき謠物とやうしかる事も力車と七
とま引出りも何を証とすまありん

しに男在りて老る父を持りて此男山の草木ばりて其價を
得て父を養ひたり此父朝夕あめらる酒を愛し欲うりし
いふとの腰に附く酒賣家にねぐみ常にははひて父や
やふ或時山に入て薪をととすに苔ふた石にこころづし
はらびりるに酒の香はたれ思をば怪て其あはれに
石の中より水流出る處あり其色酒に似たりを汲て嘗るに
酒なり嬉しく覺く其後日に是は汲て飽きて父をやな時帝
るや聞しえして靈電三年九月四日其所へ行幸ありて
なり是則至孝の故天神地祇あり其徳と顕るに感さる
ひく美濃守に成されり家豊に成り彌孝娘の心深かりたり其酒乃

七月小八月大九月小十月大とてかきわたり凡九月丁未ハ癸丑駕日よて
十日丙辰ハ幸多度山日よて十九日わりのとや 五つ子至孝の如き天神
地祇つれれ其徳とあらと感きさせ給ひてとみゆるり凡て
祥瑞の世よ然らとハ大御政を太平に治させ給ひ天皇の御徳よ因
く天地の神のつし出し給ふら和漢同意なりとて上下よ引き
書籍の趣をもてまし故詔を何違天賦ととく神亀改元の詔よ
天地既大瑞物頭來理と天平改元の詔よ京職大夫從三
位藤原朝臣麻呂等伊負ふ龜一頭獻止奏賜不所聞行驚
賜怪賜所見行歡賜嘉賜且所思行久者于都斯久皇朕政
乃所致物在耶此者太上厚支徳乎蒙而高支貴支

行ホ依而頭來大瑞物止詔命乎衆聞宣辭別詔此大瑞
物者天坐神地坐神乃相宇豆奈比奉福奉事依而頭久
出多瑞ホ在奈羅之止神隨所思行須是以天地之神乃頭奉
苗貴瑞以而御世年号改賜換賜是以改神龜六年為天平
元年而云神護景雲改元の詔大瑞波聖皇之御世ホ
至徳感天地乃示現之賜物止奈常毛聞行須
類聚國史に淳和天皇天長三年十一月己未詔曰有賀慶
雲之瑞云辛酉臣藤原朝臣緒嗣等言臣聞惟天為大叶天
道者聖人惟皇體元應皇德者靈貺云是以天瑞地符之祥
異名而影集應合謀之既同時而星連云皇國文云

漢文なども皆同しく殊に娘老の何違天賦とあるは、何れも共にな
 し意なり然るに此物語ある。詔に老と父はや、孝義
 神の感し給ひて酒泉と出し給ふも、天皇此男の孝は
 ほろほろ喜なれり紀に大なる和漢祥瑞とあるに例は
 やり、異なり瑞を得る其人のさるは
 とも其瑞は天皇の徳に因り、孝子有り
 て此瑞を奏し、殊更に賞し給ひて物をも多し官をも
 改元の詔詞も孝子順孫義夫節婦表其門閭終身勿
 事とある、此孝子のこゝに 六つに美濃守に成
美濃守は立朝臣麻呂とふ人なり續

紀に文武天皇慶雲三年七月辛酉、以後五位下立朝臣麻
 呂又和銅元年三月從五位上立朝臣麻呂為美濃守とあり、為美濃守とあり、又和銅元年八月從五位上なり、
 元明天皇和銅二年九月己卯賜美濃守從五位下、上立
 朝臣麻呂當國田一十町、穀二百斛、衣一襲、美其政績也七
 年閏二月戊午朔賜美濃守從四位下立朝臣麻呂封七十
 戸田六町、以通吉藤路也。元正天皇靈龜二年六月甲子
 美濃守從四位下立朝臣麻呂為兼尾張守、養老元年十一
 月癸丑授從四位上、美泉の瑞二年七月庚子美濃守從四位
 上立朝臣麻呂管尾張三河信濃三國、四年十月戊子從四
 位上立朝臣麻呂為右大辨、あつて五年五月戊午請奉為天上皇孫家入道勅許之
七年二月丁酉勅滿登俗名立朝臣麻呂於筑紫

世音寺とわうく
此傳の故万葉出

とんてり彼孝子美濃守を成りてんは艱老以後は彼男は
皆偽言にて世人は孝養を勧めしめて殊更にたしらく人の感はく作
かりし物語をなせしむるは

かく委しむるはさうばて多し辨の本文に書く或人こもさくはさ
えてさぬしりりりり孝子は偽事と定めんはくあは美濃國ハ都
遠き境より彼美泉朝廷に聞えりかへれば孝子はなまよて天聽
に達しつるもあはるり其一 遠境の美泉何故に朝廷にまきしやう 其二 行
幸もろろ事なれば孝子はあつたはくも定りし紀文も脱漏
多きことかれの強ては云かき事なかり大日本史もその大をいしり

守にたれりよりの記すは録にたれり義公に隠ひてんはあはり其三
て此の答とて云やぬと論なすはくも定りて此のいひはなは
一は美濃國のやうして朝廷に聞えりかへれば孝子はなまよて天聽
都は遠くも守りて其國に居る其國の萬事を守に聞て守より
奏せしむるはさうばて多し辨の本文に書く或人こもさくはさ
りしむるはさうばて多し辨の本文に書く或人こもさくはさ
因り賞賜あかり大瑞の古よりあはる例なるはくも定りて此のいひはなは
ふのいひ小豆と思ふはくも定りて此のいひはなは
なはくも定りて此のいひはなは
子に感し隠ひてと思へり彼偽物語の意もさくはくも定り美泉ハ大瑞も孝子

のかゝる事とまゝし著聞集の物語の大本より知るべき事と
 時にかゝる事とまゝし著聞集の物語の大本より知るべき事と
 へははきかぬよと不破行宮田連敷日因覽多度山美泉とあれりともより美
 泉にふりて行幸ありあゝ不破行宮大坐くたなく不圖美泉の
 出るといふしそて俄多度山行幸し終るやとて始てまゝ者
 をあはれぬ先大瑞なる醴泉の頭出しわれり早速朝廷に奏にへき
 田夫野人の愚なるも其泉のまゝめりてあやしく例なるも河川さて
 醴泉のこゝま美く其味ありて人の病れ愈る切あるをいふ。夏と奇異な
 る事と思ふのこゝまで物のほしてなれた誰らあゝもたつて傳りて遂に天
 聴き達しつゝて殊文に正しく奏聞よ及んたあはれ待るとてあや

第十二

大秀瀧下邇到而歌曰古邪那須宇麻志伊豆美
 登意富伎美能伎許志米傳祁牟多岐能勢叙許禮

初句如醴酒なり二句美泉とてれ意なり三句大君のなり即元正
 天皇を申も四句聞し賞なりなり五句瀧乃瀬そ是なり

歌ははらふと續紀の詔詞と万葉集は歌の意を結く美泉は瀧なり

よふ慥に論して後世の惑をいふべしとあり

或人甲 去年の五月のころ春をけりて歌うとむら近世のよま
と思ふいふも云はるに其答もて養老美泉録を編く美泉は
滋養のよふ辨くはるもた彼人甲 今れは亦あはるま
さすはかかるとして論すること上よんては然に
大秀いふとける處はれは答も何となくわつちなきこと
ねわつてつづつれは先彼山本なる高田里の早野有章とよん
成身院 飛驒櫻山長
久寺良賢 法印文つとれははる美泉録の豫書く見
るに彼里の人とてやより美泉の滋養ることよくはる
まうて言わのさうらわら源希逸 尾張人通
林林宗桂 といふ人があり

養老駁説して彼美泉のほきて徳をいふも皆衆
さしなるとしてわつちた大秀の老もゆもまたわつち
ちし故をいふ人も美泉の豫の言はるよらるは向なり此般
五月六日は日極衣ゆひして十二日大垣よりけきて 縁見寺
エヤ 一日
わつちて十四日にわつち高田よりわつちわつちて早野
の里にわつちたわつちて其わつちわつちて人いふは
何くわつちわつちてわつちて明日多度の山踏はあつては云
志つて人いふわつちわつち十五日さみみの字をわつちて
わつちて日氣をわつちたさしわつち柏淵道直同道恒同時憲吉田
桃齋早野有章 これ田の
人いふなり といふよりは了健 号魚屋堂安
八郡の人 法師北沢正虎 飛驒人
なり

かいつ〜出〜川〜
 い〜
 押越石畑オシコシ〜
 日ヒ〜
 秣馬ムシバ瀧〜
 水〜
 陰〜
 鈴スズ夕ユフの飯炊イヒカシク〜
 村〜

こ〜
 此コ地チの〜
 此コ流リウを〜
 五十年〜
 事コト〜
 汗アセ〜
 北キタ〜
 女メは〜
 敏シノブ〜
 稻葉山イナバヤマ〜
 泉イハヒ

ありては... 蝦... 田... 瘦...
 ... 目... 出... 田...
 ... 蝦...
 ... 枝...
 ... 流...

今日ていけの... 美... 世...
 ... 山... 待... 流...

... 君... 流...
 ... 左... 山... 水...
 ... 湯... 石... 碑...
 ... 石... 碑... 白... 石...

のいふにその侍れを後によりいほくきとのろて多しくしうに

第十三

高田ぬやりにけり

如此云者文化之十年餘二年登云年之五月能聖

日飛驒國大野郡高山里御民田中大秀

今千年より百年 十十世 癸卯元年丁巳年より明 以經歷て云云

かくきい云安説どもは皆きしうせし 癸卯元年の御代の免々

ふしび光の世に顕ぬるるしに御代の免々を大瑞とて

又天神地祇のまつりも其れに似たりしとて

文化十二年歲次乙亥九月十日

養老美泉辯言釋

門人

足立稻直 撰

かろしきれいふ去し年れ其のころ美濃國にほの人のけしひたてぬ意
 那なる養老の御代のさむかひは問答にていひまのり
 書あしきしむし書藉ども出がづ考ゆれば又或人甲より
 養老の御代を歌よめります問答して打あひて養老の御代を編み彼
 人よんきしむしは彼人の御代より美濃水を美濃とて呼ぶるは
 いふに美濃の川は彼より分れてゆきゆきいへいへに流るるは
 物よめてかきしむしは辯言にかきまをかくて此を彼の御代の
 つとめいふにいふにむしはにむしはむしはむしはむしはむしはむしはむしはむしは
 然りし辯の辞に古にむしはむしはむしはむしはむしはむしはむしはむしはむしはむしは

〇 りやしむしむし

〇 三十四

けり行... 色あやの... 言の... て... い... の... の... の...

第一 三十三 六字

日本根子

古の記傳二十一 大倭根子 日子賦斗迹命 此名のこと

根子... 根子... 根子... の御名...

皇と申... 天下

高瑞淨足姬天皇

師云... 美孫

天下

傳十八... 知者斯

所

見も同也... 知し君の... 志る志... 見し... 斯... 大御代... 天皇

いとぬきつねなりとて 當者郡 ころ元正紀よかふる宮御用ひられり 顯

禊理 神龜元年九月治子天地既大瑞物顯來理とありけり來而有的さや

決ど今ハ其法世たり禊るるまじしと云ふ禊の禊理のまに用ひられり

【第二】 四字 靈龜 靈龜元年九月治子奥得左京職所貢瑞龜即位

之初天表吉加瑞天地既施不可不酬其改和銅元年為靈龜元年と云元正

天皇の御代始なり 幸行 侍六十三日幸行ハ伊宿麻志と河へ行

賜といふ古さなり天皇御代始なり伊宿麻志乃紫子伊而麻乃自宇也つ

六行幸と云は古の記にハれて幸なりと云ふかがり古の例なりと云ふニキと

河ハ後なりと云ふなりと云ふなりと云ふなりと云ふなり 大御體 侍六日貞觀儀式

又延喜式ハ御體 詞云於保美麻乃あり身ハ古さなり年と云ふハ麻乃と云ふこと

滌賀志

しり下なるめりしなりも同しんぞなり 病人諸 侍一ハ天神法ハる

美神法 由子ゆは法なりと云ふなりと云ふなりと云ふなりと云ふなり

【第三】 九十字 故 侍一ハ句頭ありと云ふハ加統とありかハハ切と云ふ

らかハハ如此有者なりと云ふ受て次の語を發しと云ふなりと云ふなりと云ふなり

と云ふなりと云ふなり 同年 於夜自河へ侍世ハに天也此子於野自於你豊

後乃やハに於赤自麻久と云ふなりと云ふなり 天皇我大命良麻登 治河解

亦一沼子現御神 止大ハ遠國所知天皇大令 止 詔大令 子云く才十二沼子天

皇我令亦世二沼子天皇 大御令 止 良麻止ハ治と云ふ禊と云ふなり天皇ハ大

令と云ふ禊と云ふなり又詔曰良麻と云ふなりと云ふなり 書

爾 續紀の沼子符瑞書曰とあり。又あり慶安の沼子ハ瑞書ニ細勘云くと

あれも字多々れども、いれはるるフミと訓へていれはる。以此字訓

べり以云くと訓へ全澤よまなり。天神地祇 法の沼河ハ天坐神地

坐神と云ふ坐字ハ沼河ハ流り 相宇豆奈比 沼河解一ハ俗言ハ神

の細支し流りいよ南流り宇豆ハ流りいよめて流り奈比ハ活用ハ言

ハそいふ流り河を流世の政を神の名て美好し流りいよ相ハ

必しも互ハせりいよはるる間の間ハ流りいよ又一説ハ流りいよハ

流りいよ合点と云ふいよハ人のいよハ聴入りいよいよと云ふいよハ自他の

あらんといふいよ **福波閉** 同書ハ凡ていよいよいよいよいよハ自他の

美あり集はるいよと云ふいよハ他を福りいよと云ふいよハ世のそ

世切くいよいよいよいよいよ **大瑞** 同書ハ瑞ハ志流野と訓へし

仁徳紀ハ有瑞是天之表焉といふ理を以て志しといふ瑞をいよと云ふ祥と云ふ

いよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよ

いよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよ

いよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよ

いよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよ

いよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよ

いよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよ

いよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよ

いよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよいよ

第四 二十 一字

明年 付十に來日久流比と河へし其地を明日明旦の年な
但しぬ緯のツココろはぬ緯を地へ書きすはあはれ
みよりて久流刀志と河へし

第六 二十 九字

嘉賜波志斯

治河好二嘉賜波志斯と河へし

所謂 付十

伊波申所を河へし言板なり 伊波申所は河へし古きなり
言の上は文を云ふは言ひ又世に云ふは言ひを板と云ふは言ひ
言の上は文を云ふは言ひ又世に云ふは言ひを板と云ふは言ひ

第七 四十 六字

御代之御紀

この元正天皇の御代は御代之御紀に記されたり

日本紀の事乃七は事なり九の事なり其の事なり其の事なり
聖武 孝漁 淡路 祭帝 徳 光仁 桓武 九代のはにたり亦一巻より其の事なり
奉勅 藤原朝臣 継縄 等 奉勅 撰りあり 記佐 延 而有者
痛甚疾大なり其の事なり其の事なり其の事なり其の事なり

寒伎泉 サムキイヅ

今俗云風のふきさつひて水のさきさつひて流るる傳説を世
紀に其河之水寒々又則寒河止号 傳説云其水井より出づる
もういふはさつひしむもよしむもいふは飲水の之なり

其彼泉 ソレソノイヅ

彼字そのと訓へしわさ沙肥後國彼杵那 曾乃岐 野宗紀は彼彼茅原
とそむちろつとよそりといふ

第八 七十

宇都母那父 ウツモトナチ

無慮なり 史定むきなり

天璽 テンシ

大殿祭 ダイテンサヒ

天璽子皇御孫之令 天津高座座 天津釜乃 鈿鏡乎 指指賜て言壽
宮 古語於述子即以八咫鏡乃草薙劔二種 神室板賜 縁 永の天璽沖
武紀子天皇以所御 天羽之矢及步 鞞賜示於長髓 長髓見其天表益懐
踏あり天津御室の神室を受付して國志らしめんとてぬく稱する由名な

ふーしとと

國押開 クニオシヒキ

傳四十四子天國押波流岐廣庭命 欽明天皇了下志し

開さるる同ししとと加さるるも押さるるもさるるもさるるもさるるも
豊美称さるる

櫻彦 サクラヒコ

さるるもさるるもさるるもさるるもさるるもさるるもさるるも

天平 テムビヤウ

テムビヤウとよそりしは紀子神志元年六月左京職献電也

背有文云天王貴平知百年と何るて八月詔して年号は天平と改むる
壹志郡 イチシノコホリ 和名沙子伊勢國壹志郡 伊知

河口之關宮 カハクチノセキノミヤ

六帖子 河口の關ありしは和名沙子

多藝行宮 タギノカリミヤ

了れふまかるる字は用らるる

第九 三十

六字

第十 七字

第十一 四字

人能子

人子乃理 不得定省 亦亦五活九人

子乃之禍也 福く解の原 奉 為親 伊勢の物 世中子けぬるのちもれ

ちよもになけく人のよれ人の子よまはる子よらよ同し多敷のよも人の奴といり

第十二 四字

伎許志

古より其國者大嘗之殿まけ八まけくつたハ食は

とりあつり上の所知着の知より 況のこくく身に入るもてこも天自の此水と身

そくはきし 酔くく 飲はるもてこく

第十三 六字

望日

真曆考より一月上十日はうと月立といひ末十日より月隱

ハ中比十日よりうはふいふもちり月のかきれ 満れハかりもちり満

さきり月の満れさきり中旬の間はれさきりの月まきり 園はあ

飲く處やうや満れハ然りかり 伊勢物は六月はともちりかりハあり

ハ中旬はひらくとり 伊勢の福乃きれハ六月十五日よりハあり

望ハ後文より日月之望 作望 瞻望之望 作望 月満與日相望 以朝君也 以月從王

親名より月満之名也 月十六日 小十五日 在東 月在西 遙在望也 方信桓三年 疏より

體無光 待日 而光生 半出り者 法 全出乃成望あり

通計十三條 五百五十字

湯津香木園主人香峯堂美泉翁
庭其需隸書其文云

東窓圓山孫恭茂

此美泉翁所書之
世之志之好之者
皆直



湯津香木園藏版

香木園田中大人著述書目

高山書肆

煙霞洞記

帝紀正訓

是ハ終焉大人の神代正統の末をつぎて古事記書紀古語拾遺
等々の古書どもより皇代の事を出して古言をなとてあつた
平假字を西傳よりも移すゝとされたる書なり



飛驒史傳

是ハ六ふ史をほゞ是て法中少少の飛驒史乃事成
録して評注をなしたる書なり

三冊

新撰飛驒風土記

是ハ神社佛閣山河草木禽獸多すて飛驒史なり
あつた事を同好の朋友と共して記されたり

十冊

細江集

是ハ文龜の比飛驒必司好小治中細江基綱卿奉儀清健の
傳集なり細江の傳飯小位よりして傳他名を細江傳史とす

四冊

養老美泉辯

是ハ美泉の美泉とらるるの辯乃を考へて藪の
養老の美泉とらるるの語をわきまをなしたる

本文正面摺一葉
註 一冊

竹取物語解

是ハ多本を綜合したる訂正本一冊解二冊本文の丁敷より合
てハ一冊註しまた竹取物語の古事をも記されたり

三冊

斐太本
住吉物語

是ハあつしき古写本をいへて保子親字を著述本と改補て
合くせしむる也然れどもまゝなり文字是本にて著述の
本ハ字の數二十四首なるをいへハ中四首ありて世小教を記一本

二冊

○書目

おさげつら 神樂哥の註し 備つら山 催馬乐的註釋し 四冊

桂葉集 秋文集 なきつら玉 伊勢松坂の日記なり 枕乃存 海量法師とある本を記す

さかゆく奏 是ハ随筆書どもみくく移小をうきり又供の註し誤り多しを補ふ今發明せしめ考とも何れと移くをうしんる也

おさほのすき よおせの名目ハ一卷のあそび年その姉おせとてささゆ奏源氏義宴の詞を記せしれまほの芒をいさし師の供しこと供なることお祭のねま一松の由来なりねまい也 三冊

志賀乃巻 高野大師真蹟觀自帖 草書每行四字の心經正面楷書本園藏板 一帖

香木園田中七八巻書目
香木園田中七八巻書目
香木園田中七八巻書目
香木園田中七八巻書目
香木園田中七八巻書目
香木園田中七八巻書目
香木園田中七八巻書目
香木園田中七八巻書目
香木園田中七八巻書目
香木園田中七八巻書目

香木園著書發行書林

京都 錦小路室町 蛭子屋市右衛門

大坂 本町二丁目 奈良屋長多衛

江戸 日本橋中通新橋門前川六左衛門

飛騨 高山二之町 鍵屋与六郎

尾張 名古屋本町七丁目 永樂屋東四郎

製本所

